

令和 4 年 9 月 6 日

第 3 回 笠松町 議会 定例会 議案

## 目 次

- 第 3 号報告 令和 3 年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 第 4 号報告 令和 3 年度笠松町資金不足比率の報告について
- 第 5 号報告 放棄した債権の報告について
- 第 4 4 号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第 4 5 号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 第 4 6 号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 7 号議案 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 第 4 8 号議案 令和 4 年笠松町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 4 9 号議案 令和 4 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 5 0 号議案 令和 4 年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 5 1 号議案 令和 4 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 5 2 号議案 令和 4 年度笠松町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 5 3 号議案 令和 4 年度笠松町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 5 4 号議案 令和 3 年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 5 号議案 令和 3 年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 6 号議案 令和 3 年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 7 号議案 令和 3 年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 8 号議案 令和 3 年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 第 5 9 号議案 令和 3 年度笠松町下水道事業会計決算認定について
- 一 般 質 問

### 第 3 号報告

#### 令和 3 年度笠松町健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 3 年度笠松町健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 6 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.8	54.1

## 第 4 号報告

### 令和 3 年度笠松町資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度笠松町資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 6 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
水 道 事 業 会 計	—
下 水 道 事 業 会 計	—

## 第 5 号報告

### 放棄した債権の報告について

笠松町水道事業の債権管理に関する条例（令和 2 年笠松町条例第 1 号）第 6 条の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同例第 7 条の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 6 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

### 記

放棄事由	人数	金額	放棄年月日
時効期間満了 (第 1 号)	4 4 人	2 5 1, 5 7 7 円	令和 4 年 3 月 3 1 日

第 4 4 号議案

笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、次の者を笠松町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから町議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

氏 名	棚 橋 重 廣
住 所	羽島郡笠松町北及 2 0 6 4 番地
生 年 月 日	昭和 2 3 年 1 1 月 1 8 日

氏 名	野々垣 隆
住 所	羽島郡笠松町月美町 8 5 番地
生 年 月 日	昭和 3 6 年 2 月 1 2 日

第45号議案

人権擁護委員候補者の推せんについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推せんしたいから町議会の同意を求める。

令和4年9月6日提出

笠松町長 古田 聖 人

記

氏 名	杉 山 詞 一
住 所	羽島郡笠松町円城寺1444番地
生 年 月 日	昭和27年8月2日

氏 名	瀬 瀬 英 子
住 所	羽島郡笠松町田代504番地
生 年 月 日	昭和44年7月17日

## 第46号議案

笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町職員の育児休業等に関する条例（平成4年笠松町条例第3号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月6日提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

笠松町職員の育児休業等に関する条例（平成4年笠松町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新



前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日
- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町の規則で定める場合に該当する場合
- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町の規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第3条第8号を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの笠松町職員の育児休業等に関する条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

## 第47号議案

### 公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定に基づき、次のとおり羽島郡岐南町の公の施設を笠松町の区域に設置するため、同条第3項の規定により町議会の議決を求める。

令和4年9月6日 提出

笠松町長 古田 聖人

#### 記

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 1 施設の名称 | 岐南町道207号線                   |
| 2 設置の目的 | 岐南町道の一部を拡幅するため              |
| 3 設置の場所 | 笠松町円城寺字一丁田12番の一部            |
| 4 経費の負担 | 施設の設置及び維持管理に関する経費については岐南町負担 |

令和4年度笠松町一般会計補正予算書

第48号議案

令和4年度笠松町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度笠松町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ546,734千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,087,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月6日 提出

笠松町長 古田 聖人

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		155,448	△23,570	131,878
	1 負担金	155,448	△23,570	131,878
14 国庫支出金		1,095,820	151,410	1,247,230
	1 国庫負担金	738,600	25,975	764,575
	2 国庫補助金	351,802	125,435	477,237
15 県支出金		548,908	1,622	550,530
	2 県補助金	133,870	1,622	135,492
17 寄附金		1,003	3,000	4,003
	1 寄附金	1,003	3,000	4,003
18 繰入金		83,757	△69,047	14,710
	1 特別会計繰入金	1	12,053	12,054
	2 基金繰入金	83,756	△81,100	2,656
19 繰越金		159,181	493,919	653,100
	1 繰越金	159,181	493,919	653,100
21 町債		279,600	△10,600	269,000
	1 町債	279,600	△10,600	269,000
歳入合計		7,540,480	546,734	8,087,214

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		889,636	101,508	991,144
	1 総務管理費	486,893	10,158	497,051
	2 企画費	216,613	91,350	307,963
3 民生費		2,548,538	45,729	2,594,267
	1 社会福祉費	1,674,316	13,779	1,688,095
	2 児童福祉費	874,122	31,950	906,072
4 衛生費		1,123,152	157,332	1,280,484
	1 保健衛生費	389,991	148,192	538,183
	2 清掃費	733,161	9,140	742,301
5 農林水産業費		43,566	5	43,571
	1 農業費	41,714	5	41,719
7 土木費		610,750	6,319	617,069
	2 道路橋梁費	167,793	4,684	172,477
	3 河川費	16,183	312	16,495
	4 都市計画費	358,218	1,323	359,541
8 消防費		376,484	90	376,574
	1 消防費	376,484	90	376,574
9 教育費		958,688	69,569	1,028,257
	1 教育総務費	271,363	416	271,779
	2 小学校教育費	143,255	13,756	157,011

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中 学 校 費	1 2 8, 2 1 3	2 3, 0 5 4	1 5 1, 2 6 7
	4 社 会 教 育 費	1 5 2, 7 4 1	1 2, 5 0 0	1 6 5, 2 4 1
	5 保 健 体 育 費	2 6 3, 1 1 6	1 9, 8 4 3	2 8 2, 9 5 9
11 諸 支 出 金		2 3 9, 3 7 0	1 6 6, 1 8 2	4 0 5, 5 5 2
	1 基 金 費	2 3 9, 3 7 0	1 6 6, 1 8 2	4 0 5, 5 5 2
歳 出 合 計		7, 5 4 0, 4 8 0	5 4 6, 7 3 4	8, 0 8 7, 2 1 4



第2表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学校教育施設等 整備事業	31,700	証書借入又 は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	政府・機構資金に ついては、その融 資条件による。銀 行、その他の場合 は、その債権者と 協定した融資条件 による。ただし、町 財政の都合により 据置期間及び償還 期限を短縮し、もし くは繰上償還又は 低利に借換えする ことができる。	50,100	証書借入又 は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	政府・機構資金に ついては、その融 資条件による。銀 行、その他の場合 は、その債権者と 協定した融資条件 による。ただし、町 財政の都合により 据置期間及び償還 期限を短縮し、もし くは繰上償還又は 低利に借換えする ことができる。
臨時財政対策債	144,000	同 上	同 上	同 上	115,000	同 上	同 上	同 上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 教育費負担金	95,245	△23,570	71,675	2 保健体育費負担金	△23,570	学校給食費負担金
計	155,448	△23,570	131,878			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫負担金	40,758	25,975	66,733	1 保健衛生費負担金	25,975	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	738,600	25,975	764,575			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	164,683	96,886	261,569	2 企画総務費補助金	96,886	マイナポイント事業費補助金 1,650 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 95,236
3 衛生費国庫補助金	59,129	28,549	87,678	1 保健衛生費補助金	28,549	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
計	351,802	125,435	477,237			

(款) 15 県支出金  
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費補助金	5,386	1,622	7,008	1 保健衛生費補助金	1,622	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種医療従事者確保事業費補助金
計	133,870	1,622	135,492			

(款) 17 寄附金  
(項) 1 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	1	3,000	3,001	2 総務管理費寄附金	3,000	町有施設整備寄附金
計	1,003	3,000	4,003			

(款) 18 繰入金  
(項) 1 特別会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険特別会計繰入金	1	12,053	12,054	1 介護保険特別会計繰入金	12,053	介護保険特別会計繰入金
計	1	12,053	12,054			

(款) 18 繰入金  
(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入	81,100	△81,100		1 財政調整基金繰入	△81,100	財政調整基金繰入
計	83,756	△81,100	2,656			

(款) 19 繰越金  
(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	159,181	493,919	653,100	1 前年度繰越金	493,919	前年度繰越金
計	159,181	493,919	653,100			

(款) 21 町債  
(項) 1 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 教育債	44,900	18,400	63,300	1 教育・福祉施設等整備事業債	18,400	学校教育施設等整備事業
3 臨時財政対策債	144,000	△29,000	115,000	1 臨時財政対策債	△29,000	臨時財政対策債
計	279,600	△10,600	269,000			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
3 財産管理費	31,549	10,125	41,674			3,000	7,125	10 需用費	6,541	光熱水費
								14 工事請負費	3,584	杉山邸改修等工事請負費
5 町民バス運行費	36,067		36,067	3,354			△3,354	(財源内訳補正)		
6 防災対策費	89,920	33	89,953				33	10 需用費	33	光熱水費
計	486,893	10,158	497,051	3,354		3,000	3,804			

(款) 2 総務費

(項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 企画総務費	204,450	89,650	294,100	25,900			63,750	10 需用費	48,006	消耗品費 47,929 光熱水費 77
								11 役務費	3,899	通信運搬費 64 手数料 3,835
								12 委託料	11,791	ふるさと納税業務委託料
								13 使用料及び賃借料	54	ネットワーク回線使用料
								18 負担金補助及び交付金	25,900	新型コロナウイルス対策生活・経済支援協力補助金
3 緑会館費	552	50	602				50	10 需用費	50	光熱水費
5 マイナポイント推進事業費	1,469	1,650	3,119	1,650				10 需用費	700	消耗品費
								12 委託料	727	マイナポイント環境整備事業委託料
								13 使用料及び賃借料	223	事務機器使用料
計	216,613	91,350	307,963	27,550			63,800			

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 社会福祉総務費	620,835	△3,665	617,170				△3,665	18 負担金補助及び交付金	△3,423	社会福祉法人笠松町社会福祉協議会補助金
								27 繰出金	△242	介護保険特別会計繰出金
2 厚生会館費	770	42	812				42	10 需用費	42	光熱水費
4 障害福祉費	443,687	7,348	451,035				7,348	18 負担金補助及び交付金	3,423	小規模授産所運営補助金
								22 償還金利子及び割引料	3,925	返還金
5 福祉医療費	210,175	998	211,173				998	22 償還金利子及び割引料	998	返還金
6 福祉会館費	33,876	2,736	36,612				2,736	10 需用費	2,736	光熱水費
8 後期高齢者医療費	323,812	6,320	330,132				6,320	18 負担金補助及び交付金	6,320	療養給付費負担金
計	1,674,316	13,779	1,688,095				13,779			

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	町債	その他					
1 児童措置費	786,141	26,836	812,977	15,396			11,440	10 需用費	86	印刷製本費	
								11 役務費	610	通信運搬費 手数料	264 346
								18 負担金補助及び交付金	14,700	未就学児家庭支援給付金 新ステージステップアップ応援支援金	9,000 5,700
								22 償還金利子及び割引料	11,440	返還金	
2 こども館費	11,204	724	11,928				724	10 需用費	724	光熱水費	

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
3 子育て支援 推進費	76,777	4,390	81,167				4,390	10 需用費 252 22 償還金利子 及び割引料 4,138	光熱水費 返還金	
計	874,122	31,950	906,072	15,396			16,554			

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 保健衛生総 務費	138,040	336	138,376				336	22 償還金利子 及び割引料	336 返還金	
2 予防費	175,248	141,800	317,048	57,226			84,574	1 報酬 5,378 7 報償費 1,334 8 旅費 171 10 需用費 1,264 11 役務費 4,201 12 委託料 43,070 13 使用料及び 賃借料 729 18 負担金補助 及び交付金 1,080 22 償還金利子 及び割引料 84,573	会計年度任用職員報酬 報償費 費用弁償 消耗品費 700 印刷製本費 564 通信運搬費 3,601 手数料 600 人材派遣委託料 10,526 警備委託料 4,946 新型コロナウイルスワクチン接種委託料 25,975 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種医 療従事者確保事業委託料 1,623 予約システム使用料 531 複写機使用料 198 ワクチン接種会場タクシー乗車補助金	

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	町債	その他					
3 健康増進事業費	27,959	282	28,241				282	7 報償費 10 需用費	40 242	講師謝礼 消耗品費	
4 地域医療対策費	2,855	47	2,902				47	18 負担金補助及び交付金	47	休日在宅当番医制運営事業負担金	
5 環境衛生費	36,808	1,336	38,144				1,336	10 需用費	1,336	燃料費 光熱水費	1,063 273
7 福祉健康センター費	8,875	4,391	13,266				4,391	10 需用費 14 工事請負費	2,857 1,534	光熱水費 福祉健康センター施設改修等工事請負費	
計	389,991	148,192	538,183	57,226			90,966				

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	町債	その他					
1 塵芥処理費	682,532	9,140	691,672	9,140				10 需用費 11 役務費	6,026 3,114	消耗品費 印刷製本費 通信運搬費	5,614 412
計	733,161	9,140	742,301	9,140							

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
4 農地費	19,860	5	19,865				5	18 負担金補助及び交付金	5	土地改良団体負担金
計	41,714	5	41,719				5			



## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
2 道路新設改良費	36,994	2,970	39,964				2,970	14 工事請負費	2,970	側溝舗装等新設改良工事請負費
3 交通安全対策費	30,079	1,714	31,793				1,714	10 需用費	1,289	光熱水費
								18 負担金補助及び交付金	425	街路灯維持管理補助金
計	167,793	4,684	172,477				4,684			

## (款) 7 土木費

## (項) 3 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 河川維持費	15,886	312	16,198				312	10 需用費	312	光熱水費
計	16,183	312	16,495				312			

## (款) 7 土木費

## (項) 4 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
2 公園費	67,710	1,323	69,033				1,323	10 需用費	444	光熱水費
								11 役務費	308	手数料
								14 工事請負費	571	公園維持修繕工事請負費
計	358,218	1,323	359,541				1,323			

## (款) 8 消防費

## (項) 1 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
2 消防施設費	344,186	90	344,276				90	10 需用費	90	光熱水費
計	376,484	90	376,574				90			

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 教育総務費	271,363	416	271,779	416			18 負担金補助及び交付金	416	学校給食費支援給付金	
計	271,363	416	271,779	416						

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 学校管理費	124,031	13,756	137,787	11,058			10 需用費	13,756	燃料費 891 光熱水費 12,865	
計	143,255	13,756	157,011	11,058		2,698				

## (款) 9 教育費

## (項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 学校管理費	113,043	23,054	136,097		18,400		10 需用費	12,307	光熱水費	
						4,654	14 工事請負費	10,747	中学校校舎修繕等工事請負費	
計	128,213	23,054	151,267		18,400	4,654				

## (款) 9 教育費

## (項) 4 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
2 公民館費	70,655	10,915	81,570			10,915	10 需用費	10,915	光熱水費	
3 下羽栗会館費	2,946	565	3,511			565	10 需用費	565	光熱水費	

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	町債	その他					
4 歴史未来館費	15,304	1,020	16,324				1,020	10 需用費	1,020	光熱水費 修繕料	720 300
計	152,741	12,500	165,241				12,500				

(款) 9 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	町債	その他					
2 体育施設費	56,878	1,797	58,675				1,797	10 需用費	1,797	光熱水費	
3 総合会館費	18,813	3,868	22,681				3,868	10 需用費	3,868	光熱水費	
4 学校給食費	183,978	14,178	198,156	28,892		△23,570	8,856	10 需用費	14,178	燃料費 光熱水費 賄材料費	3,246 5,610 5,322
計	263,116	19,843	282,959	28,892		△23,570	14,521				

(款) 11 諸支出金

(項) 1 基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	町債	その他					
1 財政調整基金費	360	166,182	166,542				166,182	24 積立金	166,182	財政調整基金積立金	
計	239,370	166,182	405,552				166,182				

令和4年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第49号議案

令和4年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93,020千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,249,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日 提出

笠松町長 古田 聖人

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金		1,485,157	165	1,485,322
	1 県 補 助 金	1,485,157	165	1,485,322
5 繰 入 金		219,762	48,500	268,262
	2 基 金 繰 入 金	66,929	48,500	115,429
6 繰 越 金		1,000	44,355	45,355
	1 繰 越 金	1,000	44,355	45,355
歳 入 合 計		2,156,617	93,020	2,249,637

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		40,022	165	40,187
	1 総 務 管 理 費	33,934	165	34,099
5 基 金 積 立 金		1	76,779	76,780
	1 基 金 積 立 金	1	76,779	76,780
6 諸 支 出 金		2,502	16,076	18,578
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	2,502	16,076	18,578
歳 出 合 計		2,156,617	93,020	2,249,637

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	1,480,450	165	1,480,615	2 特別交付金	165	特別調整交付金分
計	1,485,157	165	1,485,322			

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険基金繰入	66,929	48,500	115,429	1 国民健康保険基金繰入	48,500	国民健康保険基金繰入
計	66,929	48,500	115,429			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,000	44,355	45,355	1 前年度繰越金	44,355	前年度繰越金
計	1,000	44,355	45,355			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 一般管理費	33,378	165	33,543	165				12 委託料	165	国保システム委託料
計	33,934	165	34,099	165						

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 国民健康保険基金積立金	1	76,779	76,780				76,779	24 積立金	76,779	国民健康保険基金積立金
計	1	76,779	76,780				76,779			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
3 償還金	1	16,076	16,077				16,076	22 償還金利子及び割引料	16,076	返還金
計	2,502	16,076	18,578				16,076			

令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算書

第50号議案

令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,327千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ354,652千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日 提出

笠松町長 古田 聖人



## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	7,327	7,328
	1 繰越金	1	7,327	7,328
歳入合計		347,325	7,327	354,652

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		324,769	7,327	332,096
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	324,769	7,327	332,096
歳出合計		347,325	7,327	354,652

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	7,327	7,328	1 前年度繰越金	7,327	前年度繰越金
計	1	7,327	7,328			

2 歳出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	324,769	7,327	332,096				7,327	18 負担金補助 及び交付金	7,327	保険料等負担金
計	324,769	7,327	332,096				7,327			

令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第51号議案

令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,587千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,939,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		439,825	△2	439,823
	1 国庫負担金	321,905	△1	321,904
	2 国庫補助金	117,920	△1	117,919
4 支払基金交付金		484,796	△2	484,794
	1 支払基金交付金	484,796	△2	484,794
5 県支出金		264,599	△2	264,597
	1 県負担金	250,601	△1	250,600
	2 県補助金	13,998	△1	13,997
7 繰入金		302,618	△242	302,376
	1 他会計繰入金	299,121	△242	298,879
8 繰越金		1	46,835	46,836
	1 繰越金	1	46,835	46,836
歳入合計		1,893,172	46,587	1,939,759

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		45,723	59	45,782
	1 総務管理費	24,876	59	24,935
4 基金積立金		35	15,443	15,478
	1 基金積立金	35	15,443	15,478
5 諸支出金		308	31,085	31,393
	1 償還金及び還付金	301	19,037	19,338
	2 繰出金	7	12,048	12,055
歳出合計		1,893,172	46,587	1,939,759

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	321,905	△1	321,904	2 過年度分	△1	前年度精算分
計	321,905	△1	321,904			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業費交付金	26,319	△1	26,318	2 過年度分	△1	前年度精算分
計	117,920	△1	117,919			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	475,619	△1	475,618	2 過年度分	△1	前年度精算分
2 地域支援事業費交付金	9,177	△1	9,176	2 過年度分	△1	前年度精算分
計	484,796	△2	484,794			

## (款) 5 県支出金

## (項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	250,601	△1	250,600	2 過年度分	△1	前年度精算分
計	250,601	△1	250,600			

## (款) 5 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業費交付金	13,998	△1	13,997	2 過年度分	△1	前年度精算分
計	13,998	△1	13,997			

## (款) 7 繰入金

## (項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	299,121	△242	298,879	4 その他一般会計繰入金	△242	職員給与費等繰入金
計	299,121	△242	298,879			

## (款) 8 繰越金

## (項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	46,835	46,836	1 前年度繰越金	46,835	前年度繰越金
計	1	46,835	46,836			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 一般管理費	24,876	59	24,935				59	12 委託料	59	第三者行為求償事務委託料
計	24,876	59	24,935				59			

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 介護保険基金積立金	35	15,443	15,478				15,443	24 積立金	15,443	介護保険基金積立金
計	35	15,443	15,478				15,443			

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 還付金	300	450	750				450	22 償還金利子及び割引料	450	保険料還付金
2 償還金	1	18,587	18,588				18,587	22 償還金利子及び割引料	18,587	償還金
計	301	19,037	19,338				19,037			



(款) 5 諸支出金  
 (項) 2 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 一般会計繰出金	7	12,048	12,055	△4		△2	12,054	27 繰出金	12,048	繰出金
計	7	12,048	12,055	△4		△2	12,054			

令和4年度笠松町水道事業会計補正予算書

第 52 号議案

令和4年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度笠松町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度笠松町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)		(補 正 予 定 額)		(計)
	収		入		
第1款 水道事業収益	267,552	千円	385	千円	267,937 千円
第1項 営業収益	217,552	千円	△25,515	千円	192,037 千円
第2項 営業外収益	49,999	千円	25,900	千円	75,899 千円
	支		出		
第1款 水道事業費用	272,408	千円	16,005	千円	288,413 千円
第1項 営業費用	261,543	千円	16,005	千円	277,548 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額248,676千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,786千円、過年度分損益勘定留保資金78,860千円、当年度分損益勘定留保資金100,030千円、減債積立金10,000千円及び建設改良積立金40,000千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額220,789千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,809千円、過年度分損益勘定留保資金84,405千円、当年度分損益勘定留保資金103,575千円、減債積立金5,000千円及び建設改良積立金10,000千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	54,957千円	27,887千円	82,844千円
第1項 工事負担金	50,657千円	27,887千円	78,544千円

第4条 予算第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,900千円である。

令和4年9月6日 提出

笠 松 町 長            古 田   聖 人

令和4年度笠松町水道事業会計補正予算実施計画書

収益的収入及び支出  
収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	水道事業収益		267,552	385	267,937	
	1	営業収益	217,552	△ 25,515	192,037	
		1	給水収益	△ 25,515	181,451	水道料金
	2	営業外収益	49,999	25,900	75,899	
		3	他会計補助金 及び負担金	480	25,900	新型コロナウイルス対策 生活・経済支援協力補助金

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			272,408	16,005	288,413	
	1 営業費用		261,543	16,005	277,548	
		1 原水及び浄水費	31,859	15,620	47,479	動力費
		4 総係費	53,024	385	53,409	委託料

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			54,957	27,887	82,844	
	1 工事負担金		50,657	27,887	78,544	
		1 工事負担金	50,657	27,887	78,544	水道管支障移転工事負担金

令和4年度笠松町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益 (△は純損失)	△ 29,983,437
(2) 減価償却費	120,028,352
(3) 固定資産除却費	22,927,358
(4) 貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
(5) 引当金 (負債性引当金) の増減額 (△は減少)	107,000
(6) 長期前受金戻入額	△ 33,107,680
(7) 受取利息及び受取配当金	△ 459,000
(8) 支払利息	4,800,997
(9) 未収金の増減額 (△は増加)	789,561
(10) 未払金の増減額 (△は減少)	△ 48,344,039
(11) たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
小 計	36,759,112
(12) 利息及び配当金の受取額	459,000
(13) 利息の支払額	△ 4,800,997
業務活動によるキャッシュ・フロー	32,417,115

(単位：円)

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 270,674,975
(2) 国庫補助金等による収入	78,554,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 192,120,975</u>

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	4,300,000
(2) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 33,391,000
(3) 他会計からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 29,091,000</u>

資金増加額（又は減少額） △ 188,794,860

資金期首残高 518,827,691

資金期末残高 330,032,831

# 令和4年度笠松町水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

		資 産 の 部			
1	固 定 資 産	円	円	円	円
(1) 有形固定資産					
イ	土 地		4,154,214		
ロ	建 物	188,990,878			
	減価償却累計額	<u>△ 53,033,162</u>	135,957,716		
ハ	構 築 物	4,485,430,979			
	減価償却累計額	<u>△ 2,121,905,351</u>	2,363,525,628		
ニ	機 械 及 び 装 置	1,115,149,804			
	減価償却累計額	<u>△ 427,806,108</u>	687,343,696		
ホ	車 両 運 搬 具	2,026,759			
	減価償却累計額	<u>△ 1,925,421</u>	101,338		
ヘ	工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,318,100			
	減価償却累計額	<u>△ 1,144,435</u>	<u>173,665</u>		
	有形固定資産合計			3,191,256,257	
(2) 投資その他の資産					
イ	投 資 有 価 証 券		<u>100,000,000</u>		
	投資その他の資産合計			<u>100,000,000</u>	
	固 定 資 産 合 計				3,291,256,257



2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		330,032,831	
(2)	未 収 金	89,255,430		
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 500,000</u>	88,755,430	
(3)	貯 蔵 品		310,864	
(4)	そ の 他 流 動 資 産		<u>100,000</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>419,199,125</u>
	資 産 合 計			<u><u>3,710,455,382</u></u>

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等企業債	<u>860,762,492</u>		
	企業債合計		<u>860,762,492</u>	
	固定負債合計			860,762,492
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等企業債	<u>33,763,468</u>		
	企業債合計		33,763,468	
	(2) 未払金		135,570,835	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	<u>1,574,000</u>		
	引当金合計		1,574,000	
	(4) その他流動負債		<u>100,000</u>	
	流動負債合計			171,008,303
5	繰延収益			
	(1) 長期前受金		2,138,135,960	
	(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 1,011,093,882</u>	
	繰延収益合計			<u>1,127,042,078</u>
	負債合計			<u><u>2,158,812,873</u></u>

資 本 の 部

6	資 本 金			1,010,718,930
7	剰 余 金			
	(1) 利 益 剰 余 金			
	イ 減 債 積 立 金	90,690,000		
	ロ 建 設 改 良 積 立 金	466,565,896		
	ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>△ 16,332,317</u>		
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>540,923,579</u>	
	剰 余 金 合 計			<u>540,923,579</u>
	資 本 合 計			<u>1,551,642,509</u>
	負 債 資 本 合 計			<u><u>3,710,455,382</u></u>

## 令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算書

### 第 53 号 議案

#### 令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度笠松町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度笠松町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額243,721千円は過年度分損益勘定留保資金127,232千円及び当年度分損益勘定留保資金116,489千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額245,209千円は過年度分損益勘定留保資金82,474千円及び当年度分損益勘定留保資金162,735千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	544,087千円	26,400千円	570,487千円
第3項 企業債	385,300千円	26,400千円	411,700千円

		支	出	
第1款	資本的支出	787,808千円	27,888千円	815,696千円
第1項	建設改良費	373,091千円	27,888千円	400,979千円

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公共下水道事業	197,200千円	223,600千円	証書借入 又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和4年9月6日提出

笠松町長 古田 聖人

令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算実施計画書

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			544,087	26,400	570,487	
	3 企業債		385,300	26,400	411,700	
		1 建設改良費等企業債	385,300	26,400	411,700	公共下水道事業債

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			787,808	27,888	815,696	
	1 建設改良費		373,091	27,888	400,979	
		1 管路建設費	353,214	27,888	381,102	補償金

令和4年度笠松町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益 (△は純損失)	△ 422,484,645
(2) 減価償却費	356,640,365
(3) 固定資産除却費	0
(4) 貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
(5) 賞与引当金の増減額 (△は減少)	258,835
(6) 長期前受金戻入額	△ 155,895,900
(7) 受取利息及び受取配当金	△ 1,000
(8) 支払利息	56,433,087
(9) 未収金の増減額 (△は増加)	18,545,584
(10) 未払金の増減額 (△は減少)	263,333,418
(11) たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
小 計	116,829,744
(12) 利息及び配当金の受取額	1,000
(13) 利息の支払額	△ 56,433,087
業務活動によるキャッシュ・フロー	60,397,657

(単位：円)

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 347,496,483
(2) 無形固定資産の取得による支出	△ 18,069,610
(3) 国庫補助金等による収入	105,687,000
(4) 一般会計又は他の特別会計からの繰入金収入	53,100,000

---

投資活動によるキャッシュ・フロー △ 206,779,093

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	411,700,000
(2) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 414,716,997
(3) 他会計からの出資による収入	0

---

財務活動によるキャッシュ・フロー △ 3,016,997

資金増加額（又は減少額） △ 149,398,433

資金期首残高 234,643,401

---

資金期末残高 85,244,968



# 令和4年度笠松町下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

		資 産 の 部			
1	固 定 資 産	円	円	円	円
	(1) 有 形 固 定 資 産				
	イ 構 築 物	11,404,491,328			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,258,733,399</u>	10,145,757,929		
	ロ 機 械 及 び 装 置	2,117,311			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 686,008</u>	<u>1,431,303</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			10,147,189,232	
	(2) 無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		<u>845,495,034</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>845,495,034</u>	
	固 定 資 産 合 計				10,992,684,266
2	流 動 資 産				
	(1) 現 金 預 金			85,244,968	
	(2) 未 収 金		7,900,000		
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 500,000</u>	<u>7,400,000</u>	
	流 動 資 産 合 計				<u>92,644,968</u>
	資 産 合 計				<u><u>11,085,329,234</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等企業債

4,013,251,783

企業債合計

4,013,251,783

固定負債合計

4,013,251,783

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等企業債

398,540,660

企業債合計

398,540,660

(2) 未払金

86,346,364

(3) 引当金

イ 賞与引当金

2,443,472

引当金合計

2,443,472

流動負債合計

487,330,496

5 繰延収益

(1) 長期前受金

6,114,503,146

(2) 長期前受金収益化累計額

△ 586,855,385

繰延収益合計

5,527,647,761

負債合計

10,028,230,040

資本の部

6 資本金

1,479,583,839

7 剰余金

(1) 欠損金

イ 当年度未処理欠損金

422,484,645

利益剰余金合計

△ 422,484,645

剰余金合計

△ 422,484,645

資本合計

1,057,099,194

負債資本合計

11,085,329,234

第54号議案

令和3年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度笠松町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和4年9月6日 提出

笠松町長 古田 聖人

第 5 5 号議案

令和 3 年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 5 6 号議案

令和 3 年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 5 7 号議案

令和 3 年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第58号議案

令和3年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、令和3年度笠松町水道事業会計剰余金を処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、令和3年度笠松町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和4年9月6日 提出

笠松町長 古田 聖 人



第 5 9 号議案

令和 3 年度笠松町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 3 年度笠松町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人